
4 「マクロン流サミット」とG7の課題： 首脳成果文書の検証を通じたビアリッツ 会合の概要と評価

安部 憲明 *Noriaki Abe*

(一財)国際貿易投資研究所 客員研究員
外務省経済局国際貿易課 課長

要約

マクロン大統領は、2019年のビアリッツ首脳会議で「G7の刷新」を目指した。「マクロン流サミット」が試みたG7改革の内容と手法における顕著な特徴は、その成否を含め、即興で発出された1枚の首脳宣言よりも、むしろ、準備を経て策定されたテーマ別6件の成果文書に如実に体现されている。本稿は、日本政府代表団の一員として同会議の準備と実施に参画した実務者の視点から、あまり知られていないこれら成果文書の形式、主体及び内容（各国の約束の有無や程度）等を検証する。その上で、次期2020年の議長国がトランプ政権の米国であることも念頭に、「ビアリッツ方式」が、グローバル・ガバナンスにおけるG7の存在意義を高める上で効果的だったかどうかを評価し、若干の課題を指摘する。

はじめに

2019年8月末のG7首脳会議（サミット）後、しばらくの間、「決裂のシャルルボワ」に続き「紙一枚のビアリッツ」を分水嶺として、G7の消長や存在意義を問う論調が見られた。G7は凋落するののか。

会合後に耳目を集めた1頁のG7首脳宣言（G7 Leaders' Declaration）の陰に隠れてしまったが、ビアリッツ会合では、このほかに6件の正式な成果文書を発出したことは、あまり知られていない。これらは、本番に即興で作成

された首脳宣言とは異なり、通例どおり、「シェルパ」と呼ばれる首脳の個人代表による事務当局の準備を経て発出されたものである^{注1}。

本稿は、日本政府代表団の一員としてシェルパ・プロセスを中心とするサミットの準備と実施の一端にあった実務家の視点から、マクロン大統領が重視した、会合の優先議題やアプローチの特徴を指摘した上で、これらが、議長国を務めたフランス政府が予定していた6件の成果文書に、最終的にどのように具現したのかを振り返って検証する^{注2}。さらに、それを踏まえ、G7が、グローバル・ガバナンスにおける自らの存在意義を高める上での若干の課題を指摘する。ただし、フランスは、その外交政策において、伝統的に多国間主義を重視する。多国間協調が難しい時期にあればこそ、2019年のG7サミットをそのプロセスと結果の両面で冷静に見直すことは、「マクロン流サミット」が意図した新機軸が、刹那的な試みに終わるのか、将来のG7のあり方や取組の嚆矢だったと評価されることになるのか、ひいては、昨今、新興国の台頭とともに地盤沈下が叫ばれるG7の存在意義の維持・向上に資する効果を及ぼしたのか否かを見極める上で一定の意義があるように思われるためである。

なお、本稿で述べられた意見や見解は全て筆者個人によるものであり、筆者が所属する組織の立場を示すものではない。

1. マクロン流サミットの特徴：「G7のリニューアル（刷新）」

マクロン流サミットとは何だったのか。

サミットは、良きにつけ悪きにつけ、毎年議長国のカラーに染め上げられると言われるが、2019年の会合ほど、議長個人の色が如実に出た年もないように思われる。マクロン大統領は、議長年に入ってから、自らのツイッターや大統領府のホームページを通じ「リニューアル（刷新）された形のG7（Un G7 au format renouvelé）」を度々口にした^{注3}。そこで意図した「マクロン流サミット」の意味内容は、以下の5点に集約されると考えられる。

1.1. 国内向けの議題設定

第一は、黄色いベスト運動など政権支持率が低迷する中、サミットのテーマを、国内受けする議題設定に徹したことである。「不平等との闘い」を主要テーマとし、ジェンダーや雇用・教育機会などの国内における格差是正を正面に据え、副題には、環境、女性、アフリカ及び「デジタル化と自由・民主主義」を連ねた。

1.2. 包摂的関与の重視

マクロン流の第二の特徴は、マクロン大統領自身の政治信条でもある包摂的な関与（アンガジュマン「engagement」）の手法である。これにより、8つのパートナー国^{註4}と8つの国際機関^{註5}を招待した。国や国際機関だけでなく、企業やNGOの代表をも一部セッションに招いたことも、この適用にほかならない。アウトリーチを重視する姿勢は、G7のみで行う議論の時間枠が、初日夕食会及び2日目午前の政治安保、貿易を含む世界経済及び閉会セッションに限られた（全体時間の4割）ことや、恒例の集合写真が、G7首脳ではなく、パートナー国及び機関を併せた大人数の図だったとの事実にも象徴的に裏書きされる。

1.3. 首脳間の議論を優先（文書偏重・官僚主義の打破）

「ビアリッツ方式」の第三の特徴は、首脳間の議論や空間を最優先し、事務方の積み上げや介在を徹底的に忌避した会議運営である。マクロン大統領が、オランダ前大統領のシェルパを務めた際に得た教訓があったとも言われる。マクロン大統領からは、首脳間の個人的交歓を復活させる「ランブイエへの回帰」の方向性、又、近年、G7の議題が拡散し、長文化する傾向にあった文書作成に労力が浪費され、無用な対立を生んできたとの反省から、「脱・文書化」の方向性は早い段階から指示されていたとされる^{註6}。

1.4. 肝煎りの個別案件の追求

マクロン流の第四の特徴として、同大統領が、自身の肝煎りの個別案件に

対するG7のお墨付きを、事の大小・軽重や全体の均整、G7間の合意可能性を度外視して、なりふり構わずに追求したことが挙げられる。格差是正や環境保全に向けた官民連合（「コアリション」）、アフリカにおける女性起業支援、サヘル地域への教育支援のための金融枠組、紛争下における性的暴力の生存者への救済基金、「インターネット憲章」、そして直前に発生したアマゾン森林火災への支援策などの多岐にわたるイニシアティブは、いずれも拙速・根回し不足かつ自己中心的（いわば「マクロン・ファースト」）との耳の痛い指摘もあり、最終的には、その多くについてG7内のコンセンサスは得られなかった。

1.5. マルチ外交の漸進的な展開

「ピアリッツ方式」の最後の特徴は、仏の多国間外交の組み立てにおけるG7サミットの位置づけである。上記第4点とも関連し、各種協力案件を首脳会議に向けて仕込むが、そこで成就しなかった取組は、次の外交機会に持ち越すことをいとわない漸次進化型のアプローチを指す。例えば、アマゾン森林火災への支援は翌9月の国連総会、アフリカの女性起業支援は10月の世銀・IMF総会の際にそれぞれ関心国会合を開くなどして、フォローアップが図られている。

2. テーマ6分野別の成果文書：マクロン流サミットのもう一つの象徴

わずか1頁5項目のピアリッツ首脳宣言が、マクロン流サミットを象徴した、との言説は、この宣言が、毎年繰り返される長大な包括的文書の交渉と官僚の介入を忌避する試みのひとつの成果であるという点において、正鵠を射ている^{註7}。同時に、これとは別に発出されたテーマ毎の6件の成果文書が、ピアリッツ・サミットの実質的成果である、との指摘も同様に正しい。これらこそが、マクロン大統領が構想し、思い入れを持って試行した「刷新」の集大成であり、同大統領の試みが果たして奏功したか、不調に終わったのかを評価する材料としてより適切であると思われるためである。

本節では、前節で抽出した5点の特徴、すなわち、①国内向けの議題設定、②包摂的関与の重視、③首脳間の議論の優先、④肝煎りの個別案件の追求、⑤マルチ外交の漸進的な展開が、これらの6件の成果文書にどのように反映されたかという観点から、各文書の主体（文書中の主語）、形式（合意された文書か議長文書か）及びその内容について、若干の経緯を交えて解説する。

ここで、主権国家間の意思表示である共同文書は、その合議体・フォーラムの正式メンバーのみの全会一致で合意されるのが基本であり、G7も同様である^{注8}。ところが、1枚の首脳宣言（【表1】の①）以外の6文書のうち、（ア）G7のみが主語の文書は2件（同③と⑤）にとどまった。それ以外は、（イ）主体を広げる方向で、パートナー国がG7と同格の主語となったものが、アフリカ及び民主主義国について各1件ずつ（同④と⑥）、（ウ）主体を狭める方向で仏のみが主語となった議長総括が2件（同②と⑦）である。

このうち、議長総括（Chair's Summary）とは、参加者によって議論された内容を、議長がその責任と権限において取りまとめた文書である。これは、国際的な文書を交渉する際に、往々にして、全会一致を目指して交渉したものの、それが得られない場合の善後策として採用される文書形式の一つである。議長総括は、議長の裁量が大きい反面、会議を構成するいずれのメンバーも約束したわけではないと抗弁できるので、集団的意思表明の形式として、合意文書よりも全体を拘束する効果が弱く、よって形式上も格が低いと見なされる。反面、議長総括とはいえ、議長の自由裁量に完全に委ねられるわけではなく、実際には、多数のメンバーが合意出来る内容を維持した上で、相違が解消されなかった特定の論点については、総意を妨げた反対国の立場や主張をも配慮した表現に落ち着くことが多い。

表 1 G7 ピアリッツ首脳会議で発出された成果文書 7 件の一覧

	テーマ	主体	文書の形式
①	政治・世界経済	G7のみ	首脳宣言
②	不平等との闘い	議長国（仏）	議長総括
③	ジェンダー平等	G7のみ	首脳宣言
④	アフリカ	G7、アフリカパートナー国、AU委員長	首脳宣言
⑤	サヘル地域	G7のみ	行動計画
⑥	デジタル化	G7、民主主義パートナー国	首脳宣言
⑦	環境	議長国（仏）	議長総括

出所：G7ピアリッツ首脳会議の結果に関する仏大統領府発表資料をもとに筆者作成。これらのすべての文書の原文、日本語仮訳及び骨子は、外務省HPのG7サミット関連サイト（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page23_002901.html）で閲覧可能。

2.1. 不平等との闘いに関する議長総括

不平等（格差）の緩和・解消は、G7各国に共通する目下の難題である。しかし、それがゆえに、仏がサミットの主要テーマとする意向を各国に打診した早い段階から、その総論においてすら、成長と分配のモデル、市場と政府の役割分担、政治的及び経済社会的に許容できる格差の程度に関する認識等について、G7内、とりわけ、議論をリードする議長国仏と米トランプ政権との間には根本的な違いがあった。したがって、不平等に関する文書については、当初より、議長国の思惑とは裏腹に、格差への共同対処、と銘打った内容で一致することは困難視されていた。

同議長総括（Biarritz Chair's Summary on Fighting Inequalities）の内容は以下のとおりである。まず、冒頭で、不平等は、世界の安定・繁栄、社会の一体性及び民主制度への信頼への挑戦であり、ルールに基づく国際協力を弱め、力強く包摂的な経済発展を阻害するとの基本認識を示す。その上で、首脳が、以下の分野における国内的取組及び国際協力について議論した旨を紹介する。すなわち、①保健サービス（エイズ・結核・マラリア対策基金への貢献）、②雇用・賃金を巡る社会的対話の重要性、③包摂的成長のための官民連携、④ジェンダー格差是正に関する取組である。これに加え、⑤2020年仏が学校でのいじめに取り組み国際会議をユネスコと協力して主催する意

向も表明する。サミットの過去の成果文書と比較しても、各項目について、具体的な市民団体等の貢献に言及しているのが特徴的である。

このように、この総括文書には、前節で挙げたマクロン流の特徴、すなわち、国内向け、包摂性重視、多国間取組の漸進的な展開という側面が、かなり露骨な形で反映されている。しかしながら、結果として、これらは各国の支持や参加を得るには至らなかった。仏側の提案説明に理解が得られなかったこと、また、政府が個別の事業に介入し、中立性や公平性を損なうことへの各国の抵抗感などが主な理由である。議論の結果、文書は、内容面において、仏が各種取組を進める意図を表明し、支持を呼びかけるが、各国はこれに歓迎も賛同も示さないといった程度に水準が低くなった。文章を注意深く読めば、「議長国は、…と要請した」、「フランスが、…を報告した」、「幾人かの首脳は、…を強調した」等の主述の構文がほとんどを占める仕上がりだが、コンセンサスの欠如を雄弁に物語る。それに応じ、形式も議長総括に格落ちした。

以下の成果文書についても同様に、文章の所々に、マクロン大統領が着想する新機軸にはなかなかついていけない、という各国の本音が見え隠れする。

2.2. ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントに関する宣言

2.1.の議長総括とは異なり、G7が合意した成果である。同宣言(Declaration on Gender Equality and Women's Empowerment)には、2件の文書(ジェンダー平等に向けた各国の国内法令や制度などの事例集と「ジェンダー平等アドバイザー評議会」による提言書)が付属された。

この宣言の中で、G7各国は、ジェンダー平等のための法的・政策的枠組を改善し、女性や女兒に差別的な法律の廃止にコミットする。また、紛争下の性的暴力について、2018年ノーベル平和賞受賞者のムクウェゲ医師らが創設に尽力した国際基金などの努力を奨励した。G7で今回認知されたことを契機に、生存者の医療面、心理面及び社会面におけるニーズに対応する取組を引き続き支援していくとする。

また、同宣言は、女兒教育及び職業訓練についても、特に途上国を念頭に、ジェンダーによる偏見や差別の撤廃にコミットし、教育及び質の高い職業訓練を通じて不平等との闘いを継続すると約束している。

2.3. G7とアフリカのパートナーシップのためのビアリッツ宣言

G7とアフリカのパートナー5か国及びAU委員長がこれに合意した。

同宣言（Biarritz Declaration for a G7 & Africa Partnership）の内容は、①アフリカにおける女性の起業、②デジタル格差是正及びデジタル化の推進、③公的調達における透明性・汚職防止の3つの分野で国際機関及び民間セクターと協力していくことを約束する。これら3分野の各々には、詳細な内容の文書が付属された。特に、①については、アフリカ開発銀行が30億ドル規模の資金動員を目指す「アフリカの女性のためのアフターマティブ金融アクション」の支援で合意した。また、③の付属文書において、G7が、同年6月のG20大阪サミットで、中国などの新興ドナーも合意した「質の高いインフラ投資に関するG20原則」を歓迎し、さらに踏み込んで、債務持続可能性やインフラの開放的で非排他的な利用を確保すべき旨明記したことは、アフリカの持続可能な開発を下支えする観点から非常に意義深い。ビアリッツ会合直後に日本が主催する第7回アフリカ開発会議（TICAD VII）への期待も表明し、G20とG7の間及びアフリカの開発に関する日仏議長間の連携を印象づけた。

2.4. サヘル行動計画

同行動計画（Sahel Partnership Action Plan）は、同じくアフリカに関する上記2.3.の宣言とは異なり、G7のみが合意した。

サヘル地域は、モーリタニア、ニジェール、マリ、ブルキナファソ及びチャドの5か国から成る。同地域が、テロ活動や違法な人身売買及び麻薬取引、欧州への不法移民の温床となっており、欧州諸国を中心に治安や安全保障上の懸念となっているとの現状認識がある。EU加盟各国は、この問題を優先して議論することを支持した。

同計画は、2017年に同地域の開発に向けたドナー間の援助協調を目的に、仏、独、EU、世銀及びアフリカ開発銀行等が創設した「サヘル同盟」を中核とする取組強化を趣旨とする。この中で、G7は、地域の安全、人道状況の悪化を懸念し、国連PKOを始めとする治安改善の努力、和平合意の早急な履行を要請する。また、開発、特に、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジや強靱で持続可能な保健システムの構築、基礎教育や女性の能力開発に焦点を当てた追加的な資金動員を要請する。なお、マクロン大統領の呼びかけに応じる形で、日本とカナダが、サヘル同盟にオブザーバー参加を決定し、上記2.3.のアフリカのパートナー国等との宣言において歓迎されている。

2.5. 開かれた自由で安全なデジタル化のためのビアリッツ戦略

G7と民主主義パートナー国が共同で発出した。

この文書（Biarritz Strategy for an Open, Free and Secure Digital Transformation）が、タイトルに「戦略」と銘打った動機には、デジタル化が経済社会の隅々にまで複雑な影響を及ぼし、自由や民主主義の基盤を変質させつつあるとの現状認識を、その指導理念とあわせて民主主義国が世に示すべしとの自負がある。

同戦略は、インターネットと民主主義の関係について、各国政府は、自由で複数の信頼できる情報へのアクセスを可能にし、表現の自由に変更してコミットする。近年の他国による国内選挙への介入・情報操作への疑惑も念頭に、国家及び非国家主体による悪意ある行為や敵意のある介入に対し、民主主義を強化すべく協力することを決意する。この関連で、「情報と民主主義のための国際パートナーシップ」の立ち上げについては、その「進捗について仏からの報告を受けた」との表現に止まった^{注9}。この枠組には、既に、カナダ、ドイツ、セネガル及びブルキナファソ等14か国は参加していたが、G7で、日米英伊は参加していなかったためである。

また、インターネットと安全を巡り、「テロ及びテロにつながる暴力的過激主義によるインターネットの悪用防止に関するG20大阪首脳声明」を歓迎する。安倍総理が、2019年1月のダボス会議で提唱した「データ・フリー・

フロー・ウィズ・トラスト（DFFT）」は、デジタル化による変革の機会を活かす考え方である旨も記された。人工知能（AI）に係る協力については、学際的な研究成果や政策ノウハウを共有し議論するために、フランスとカナダが提案した「グローバル・パートナーシップ」の創設をG7が全体で「支持する」までには至らず、これを「認識する」との表現に止まった。

2.6. 気候、生物多様性、海洋に関する議長総括

私は、米との対立の顕在化を避けるべく、気候変動は控えめな形で取り上げ、テーマには、比較的穏当な生物多様性や海洋を選択した。文書の形式についても、パリ協定離脱を表明しているなど米国との基本的立場の違いは、これに先立つG20大阪サミットの文言交渉でも明白だったため、私は、早々に合意文書を諦め、議長総括を前提に、どの程度ならば米国を含むすべての国の立場を害さない表現として許されるか、という切り口から文言交渉された。

同議長総括（Biarritz Chair's Summary on Climate, Biodiversity and Oceans）は、冒頭で、気候変動の進行、生物多様性の喪失、海洋や陸地の環境悪化の3つの現象は相互に関連し合っており、特に脆弱な国々の平和・安全保障、開発、保健及び経済的安定を脅かすとの現状認識を述べる。議長国は、各国のアプローチの違いを認識しつつ、G7及びパートナー国が野心的な行動をとる国際的な機運を牽引する能力があるとした。具体的には、ビアリッツ会合後の9月中旬に国連事務総長が主催する「気候アクション・サミット」や12月の締約国会合（COP25）を念頭に、G7の「幾つかの国」（注：ここでは、米国が含まれないことが含意されている。）がパリ協定に基づく「自国が決定する貢献」の野心を高める意思を表明した。また、10月下旬に予定される「緑の気候基金（GCF）」増資会合に向け、「幾つかの国」が野心的な貢献を既に発表したと述べた。米国への当てつけと解されないよう国名は明記しないが、G7の複数国の約束表明が、後続する国際会議への参加国の貢献・増資の呼び水となることを意図したものである^{注10}。

そのほか、議長総括は、5月のG7環境大臣会合（於：仏メッツ市）で採択

された「生物多様性憲章」を承認する^{注11}。また、海洋については、G20大阪サミットの成果に沿って、海洋プラスチックごみとの闘いを継続する旨表明している。

3. 評価

以上、本稿では、マクロン流サミットの特徴は、即興の政治安保、世界経済に関する1項の首脳宣言よりも、むしろテーマ別6件の成果文書に如実に具現されたとの仮説を、各文書の形式、主体、内容及び若干の交渉経緯等を洞察することを通じて検証した。以上を踏まえた上で、翌年の議長国がトランプ政権下の米国であることをも念頭に、ビアリッツ方式が、G7の影響力を高める上で有効だったか否かを評価することとしたい。

第一に、マクロン流の第1点とした内政志向は、第3点及び第4点を併せた「首脳第一主義」的な姿勢と相まって、米国にも継承される可能性がある。これを裏から言えば、それがゆえに、11月に大統領選挙を控える「トランプ・ファースト」の議題設定において、マクロン色が強い環境やアフリカといった分野が継続的に追求される可能性は極めて低いだろう。このように、毎年の議長国が過度に内政志向を強める帰結として、G7が、国際社会の課題に関する集団的な取組の継続性や一貫性が希薄になることが懸念される。

第二に、G7以外への包摂的関与を重視する手法は、ビアリッツ会合において、首脳間の個人的親密さを回復するという目標と両立出来たとは言い難い。参加主体やテーマの包摂性を過度に追求したがために、肝腎のG7の全会一致乃至深掘りが得られなかった。確かに、政府のみならず、市民社会のステーク・ホルダーも国際約束の実施主体である「SDGs的パラダイム」の中で、多様な関係者への包摂的関与は、目的実現のために必須であろう。それと同時に、基本的価値や戦略的方向性を共有するG7首脳間の凝集力や「敷居の高さ」を維持することは、今後の議長国運営にとって引き続き難問であろう。

最後に、本稿で分析したビアリッツ会合の成果文書の仕上がりとして、それが

G7の存在意義に及ぼす効果を総括する。たかが文書、されど文書である。ピアリッツ会合は、(ア)伝統的に成果の中核を成してきた全会一致のコミュニケーションを極端に簡潔化し、(イ)総意から離れる片方のベクトルにおいて議長国が単独で総括を発出し、(ウ)他方のベクトルで、G7以外が参加する(よって焦点は拡散せざるを得ない)文書を発出した。これは、G7をてこ入れするとのマクロン大統領の狙いとは裏腹に、本来主役であるべきG7首脳が、舞台の袖口に追いやられた印象を残した。けだし、困難な文言交渉を経て表明されるG7の集団的意思は、その時々的重要問題に関する認識や対応の約束、市場との意思疎通、国際社会の平和・安定及び繁栄を脅かす主体への警告等が意図されている。首脳文書の形式、内容、文言及びトーンは、綿密な計算・調整を経た上で世の中に発されるべきであると考ええる。

おわりに

基本的価値と戦略的方向性を共有するG7首脳が、現下の政治安保と世界経済の喫緊の課題を率直に議論し、戦略目標をすりあわせるというG7固有の価値を、いまのところ、国連安保理やG20など他のフォーラムが代替することは本質的に不可能である。マクロン流サミットは、G7の存在価値を再定義するために、着想、手法及び結果のすべてにおいて、やや乱暴ではあったが大きな一石を投じたが、その所期の目的を十分に達成することが出来たとは評価し難い。

翌2020年は、トランプ政権下で米国が議長国を務める。この仏→米のローテーション順は、否応なく両国のアプローチの対照や試行錯誤の帰結を浮き立たせるであろう。G7の存在意義やあり方が改めて問われる好個の機会でもある。翻って、外交実務の一端にある者として自戒を込めて言えば、日本が能動的に議長国に働きかけ、各国と緊密に協力することで、その年の議題の設定や成果の形成に貢献し、グローバル・ガバナンスにおけるG7の影響力を回復させるよう引き続き努力を傾けたい。

注

- 1 G7/G8のグローバル・ガバナンス上の意義の変容に関し、G20サミットの発足（2008年）後の影響等をも踏まえたシェルパ経験者の論考として、小田部陽一（元外務審議官）「G7/G8とG20：国際関係におけるその意義と課題」日本国際問題研究所『国際問題』No.60（2011年5月、4-11頁）及びBoehm, Peter（2018年のシャルルボワ会合を含む複数会合におけるカナダのシェルパ）「The Value of the G7: Reflections of a Sherpa」フランス国際関係研究所（IFRI）『Politique étrangère』（2019年夏号、61-74頁）等が参考になる。
- 2 外務省では、現在、経済局政策課のサミット企画官がG7及びG20サミット関連実務を担当する。筆者は2018年8月から翌年11月迄の間、その任に当たった。
- 3 例えば、仏大統領府HP（<https://www.elysee.fr/g7/2019/06/14/un-g7-au-format-renouvele>）及び同ツイッター（<https://twitter.com/g7fr/status/1158327330219134976>）（いずれも仏語）。
- 4 通常、これらのG7メンバー以外の参加国は、被招待国（invitee）やアウトリーチと呼ばれるが、ここでは、議長国仏が採用した呼称にならない、「パートナー国」とする。アフリカから、エジプト（アフリカ連合（AU）現議長国）、ルワンダ（同前議長国）、南アフリカ（同次期議長国）、セネガル（アフリカ開発のための新パートナーシップ（NEPAD）議長国）、ブルキナファソ（サヘル地域5か国の代表）の5か国。民主主義国の中から地理的配分も考慮し、各大陸から、豪州、チリ、インド及び南アフリカ（重複）の4か国。
- 5 国連、世界銀行、国際通貨基金（IMF）、経済協力開発機構（OECD）、世界貿易機関（WTO）、国際労働機関（ILO）、AU及びアフリカ開発銀行。
- 6 にもかかわらず、シェルパ・プロセスでは、会議当日まで、本稿の対象である6件の成果文書を巡り精力的に調整が重ねられた。この事実は明記されてよい。
- 7 同大統領が簡潔な首脳宣言を発意した理由は必ずしも明らかではないが、同宣言の5項目（貿易、イラン、ウクライナ、リビア及び香港）の如き喫緊の課題について沈黙することが、G7の存在意義や影響力に及ぼしかねない損失を感じ取ったものと推察される。
- 8 G7サミットの各種文書については、「首脳宣言」、「首脳声明」、「議長総括」及び「作業計画」等さまざまな形式及び呼称が用いられてきたが、いずれも法的拘束力を有さない、政治的意思及び認識を表明する文書であると整理されている。
- 9 2018年11月に仏政府が主催した「パリ平和フォーラム」で採択された「情報及び民主主義のためのイニシアティブ」に基づく政府間の協力枠組。報道関係者への圧力や情報歪曲等の民主主義への脅威に立ち向かうコミットメントを示してはいるが、具体的な活動内容は検討段階にある。
- 10 GCFへの拠出は、日本を含め、ピアリッツ会合で先行表明しなかった国も、同年10月末の仏リヨン市における会合でプレッジを行った。
- 11 同憲章は、生物多様性の尊重、保全、回復と賢く利用する努力を謳い、「愛知目標」の実施から得られた教訓を踏まえ、中国が翌2020年に主催する生物多様性条約締約国会議（COP15）で2020年以降の国際的枠組を策定し、その後の実施を支援していくとの決意を表明している。私の呼びかけで、G7環境大臣会合の被招待国（チリ、フィジー、ガボン、メキシコ、ニジェール及びノルウェー）も署名した。